第 50 回はちのへ菊まつり
新型コロナウイルス感染症に係る
感染防止対策マニュアル

2021/10/27 現在

令和３年 10 月

八戸菊まつり運営委員会
八戸市公園緑地課

目　　次

１.本ガイドラインの基本的な考え方　‥　２

２.定義　‥　２

３.菊まつりの開催に係る運営方針　‥　２

４.感染防止及び感染拡大防止のための基本的な考え方　‥　３
（1）来場者及びスタッフが講じる基本的な感染防止対策　‥　３
（2）来場者に対する感染防止対策　‥　４
（3）スタッフの基本的な感染防止対策　‥　４

５.会場内の感染防止対策　‥　５

６.感染防止対策等に係る周知　‥　６

７.感染者及び感染が疑われる者が確認された場合の対応　‥　６

８.開催後の対応　‥　６

９.コロナの感染状況による開催継続の判断　‥　６

１.本ガイドラインの基本的な考え方

本ガイドラインは、第50回はちのへ菊まつり（以下「菊まつり」という。）の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。） の感染防止対策を図るために、以下の対策を講じて実施するものです。

本ガイドラインの作成にあたっては、「青森県祭り・観光イベント 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン～祭り等の「リ・ブランディング」に向けて～(Ver.1.1)（以下「県ガイドライン」という。)」を基に、菊まつりが安全・安心に運営できるよう、県ガイドラインを参考にコロナ対策をまとめたものです。

別に作成する「感染症が疑われる症状が出た場合の対応」と一体的に取り組むことで、コロナ対策を徹底したうえで菊まつりを開催するものです。

なお、本ガイドラインは、日々状況が変わっているコロナの感染状況に応じた感染防止対策や知見等を踏まえ、一人一人が感染防止対策に関して高い意識と適切な行動をとることが必要であり、それを強く求めるものです。

菊まつりは、県ガイドラインの「入場観覧型」に分類されます。
以下、この分類で示されている感染防止対策を基にした内容を記載します。

※入場観覧型とは、地域で開催される小規模から大規模の祭り等であり、観覧者は県内外から訪れ、主に何かを観覧するために、限られた場所で開催されるものです。入場観覧型は、大声での歓声・声援等が伴うことが少なく、定員設定がない場合には、適切な間隔を確保することが、開催基準になります。(県ガイドラインより)

２.定義

・来場者とは、菊まつりにおいでになる方

・運営者とは、菊まつり主催団体のスタッフ（八戸菊花会の会員含む)、会場設営委託事業者などまつりを運営又はまつりに関係する方(以下「スタッフ」という。)

３.菊まつりの開催に係る運営方針

菊まつりの開催にあたっての運営方針は、次のとおりです。

【主な運営方針】　※令和３年１０月２７日現在

○ スタッフは、マスク着用や手指消毒の徹底、健康管理の確認、保持などの基本的な感染防止対策を徹底する。また、来場者に対してもポスター、新聞広告等

での事前周知で強くお願いする。

○ マチニワ会場入口では、スタッフによるマスク着用の有無の確認、検温や手指消毒の実施を行う。

○ マスクを着用していない来場者がいた場合は、スタッフが用意したマスクの配布を行う。

○ 菊まつりの開催時間は９時３０分から１７時００分までとする。

○ 菊まつりでは、飲食の販売は行わない。

○ 感染予防のため、ステージイベントは実施しない。

○ 会場の出入口を設定し、出入口付近で密にならないようスペースを広く確保する。

○ 出入口から交通機関までの場外でも三密が発生しないよう掲示等により対応する。

○ 足形マーク等により一方通行の観覧ルートを明示する。（STEP2 足形マークの設置）

○ 定期的に窓を開けて、換気を実施する。

○ トイレが込み合う場合は、スタッフよる誘導を行う。

○ 混雑の状況に応じ、アナウンス等でお知らせを行う。

○ 菊まつり開催により、中心街での人の滞留を発生させないため、観覧終了後は直帰する等の掲示を行う。

○ 交通機関の混雑を避けるため、開催期間中のバスの運行について運行会社と事前に協議を行い、混雑時の対応を要請する。

○ 多くの人が観覧に訪れた際は、状況に応じて入場制限を行う。

○ 感染防止対策の担当者は、公園緑地課菊まつり担当とする。

○ 感染状況の変動を注視し、適宜開催の判断を行う。

（ガイドライン P32～33）

４. 感染防止及び感染拡大防止のための基本的な考え方

上記３を踏まえて、来場者及びスタッフが講じる必要がある基本的な感染防止対策は次のとおりです。

（１）来場者及びスタッフが講じる基本的な感染防止対策

○ 「三つの密（密閉・密集・密接）」を回避する行動をとる。

○ 日常的に健康管理に努める。（体温測定の実施や健康状態のチェック）

○ 距離の確保を図る。
（基本的に２メートルは確保し、最低１メートル）
○ 可能な範囲で人との接触の機会を減らす。
○ マスクは必ず着用する。
○ こまめに手洗いや手指消毒を行う。
○ 緊急性がある場合を除いては、大声を出さない。
○ 咳エチケットに努める。
○ 道具等を共有使用する場合は、適宜消毒を行う。

（２）来場者に対する感染防止対策

○ 新聞広告等で、マスク着用のお願いや自宅において検温等の体調確認や管理を行ったうえで、来場するよう呼びかける。また、体調不良の場合には来場を控えるよう促す。（ガイドライン P32 会場）
○ マチニワ会場及びはっちひろば入口で次の感染防止対策を講じる。
・消毒液による手指消毒のお願い。
・検温を実施し、体温が３７．５度以上の場合には、再度検温し、二度目も３７．５度以上の場合には、入場しないよう要請する。
・マスク着用の有無を確認し、着用していない場合は、運営側で用意したマスクを配布する。
・八戸市が実施している「CODE８」の登録をお願いする。
○ 大きな声での発声や会話をしないようお願いする。
○ 来場者自らがソーシャルディスタンスの行動をとるよう促す。
○ 来場者は、個人情報（連絡先）を記載することとする。なお、個人情報の管理を厳格にするため、まつり開催から 28 日後を目安に個人情報が特定できない形で破棄する。（STEP2 参加者の把握）
○ 開催中は、放送や掲示にて徹底した感染防止対策に関する協力を呼び掛ける。（ガイドライン P32 会場）

（３）スタッフの基本的な感染防止対策

上記（１）及び（２）の感染防止対策を徹底する。
そして「感染しない、感染させない。」といった高い意識で適切な行動をとる。
○ マスクは必ず着用する。なお、マウスシールドのみ、または、フェイスシールドのみでは、マスクの代用にならないため単独では使用しない。

○ 消毒液等による手指消毒は徹底し、消毒液等が不足しないよう適宜、確認を行う。

○ 緊急性がある場合や会場内の管理のために必要な場合を除いては、大きな声で発言をしない。

○ 機器、機材を共有して使用する場合には、適宜に清拭消毒を行う。

○ 休憩時間を分散化し、対面での食事、会話を避ける。

○ 休憩場所が部屋の場合、窓を開けるなど換気を徹底する。

○ スタッフの連絡体制を事前に整える。

○ CODE8 の登録を行う。

○ 必ず従事前には検温を行い、体調を確認し、発熱や咳、倦怠感など体調不良がある場合等は、速やかに責任者に連絡し、連絡があるまで自宅で待機する。

○ 会場設営を行う委託業者は、まつり期間、及びその前後を含め体調に変化がある者がいないか確認する。

○ スタッフは、菊まつりの 1 週間前から開催後 2 週間は検温及び体調を確認して次の項目を記録してください。

・発熱	３７．５度以上（平熱＋１℃）の発熱がない
・呼吸器症状	咳や呼吸器苦などの症状がない
・嗅覚味覚症状	味や匂いに異常がない
・倦怠感	体がひどく重くなることがない
・濃厚接触	家族、保健所から濃厚接触の連絡がない
・その他特記事項	他に何か体調の変化などがない

○ コロナの陽性と判明した者との濃厚接触者や同居家族及び身近な知人等の感染が疑われる者など、コロナの感染の疑いや不安がある者は、直ちに適切な行動をとるとともに責任者に連絡する。

○ その他、必要なコロナの感染防止対策を講じる。

５. 会場内の感染防止対策

○ 会場内のイス、テーブル、トイレは、1 時間に 1 回程度消毒する。（はっちスタッフによる対応）

○ まつり本部、スタッフ控え室などは、適宜消毒等を行い、適切に感染防止対策を講じる。

○ 「CODE８」の掲示を行い、登録を促す。

６. 感染防止対策等に係る周知

感染防止を図るため、次のとおり周知する。

○ 会場内各所に周知のためのお知らせを設置する。

○ 会場内の大型スクリーンを活用し、感染防止対策について周知する。

○ 市ホームページ、ポスター、チラシ、新聞広告を活用して周知する。

７. 感染者及び感染が疑われる者が確認された場合の対応

○ 感染者及び感染が疑われる者が確認された場合、速やかに八戸市保健所（以下「保健所」という。）に連絡する。

○ 菊まつりの開催期間中及び終了後に、感染が疑われる者が確認された場合は、直ちに保健所に連絡し、現場確認、感染防止対策などの指示等には全面的に協力する。

８. 開催後の対応

○ スタッフは、１４日間を目安に発熱や症状の有無などの健康観察を行い、発熱や咳などの体調の異変などがある場合は、速やかに病院又は保健所に相談すると共に、責任者へ連絡する。

○ 開催に係る会食、打ち上げに関しては自粛する。

○ 県内外で感染が拡大又は拡大傾向（ステージ 3 相当）になった場合は、更なる感染防止対策を実施したうえで、収容率を 50%以内とし、社会的距離が確保できるように人員を増員し管理する。また、状況に応じ中止又は縮小等の協議を行い決定する。（ガイドライン P34）

９. コロナの感染状況による開催継続の判断

県ガイドライン（感染状況と開催の判断基準）及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、必要に応じてコロナの感染状況の情報収集や保健所等の指導機関の指示、助言を得ながら、中止又は縮小等の協議を行い決定する。（ガイドライン P32 開催）

以上、上記に記載されていない項目や内容であっても、国、県、市、関係機関の指導、助言等に基づき、コロナの感染状況に応じて、感染防止や拡大を防ぐために必要な措置を講じる。

本ガイドラインについては、全国、県内、八戸市におけるコロナの感染状況やコロナに関する最新の知見等を踏まえて、適時、見直しを行うものとします。（ガイドライン P32）